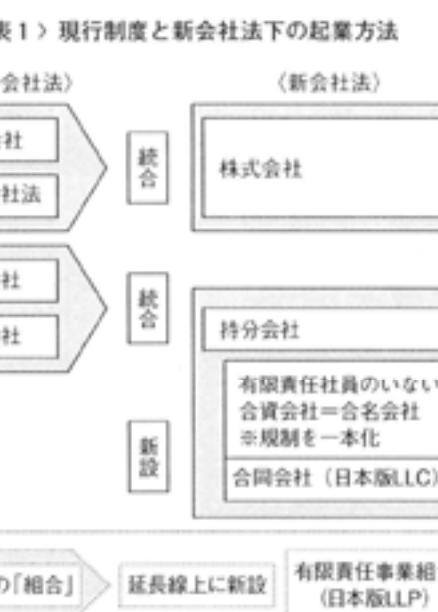




## 新会社法の概要と ビジネスへの影響

リーガル・パートナーズ・グループ代表 保科勝巳



### 具体的なケース

①私は友人と共同して、新たに会社を興そうと計画していますが、今回の会社法の改正で、起業の方

社の運命は人々の暮らしに多大なる影響を与えます。成立よりすでに一〇〇年が経過し、時代の変化に対応し切れなくなっている商法は、二〇〇五（平成十七）年六月二十九日、新たな法典である「会社法」（以下「新会社法」という。）として生まれ変わりました。今回の大改正では、社会経済情勢の変化へ対応するため、会社に係る各種制度のあり方について、体系的かつ抜本的な見直しが行われています。

以下では、新会社法にもとづき起業する方法を中心説明します。

会社は営利を目的とする社団法人のことです。会社の運命は人々の暮らしに多大なる影響を与えます。新設の「合同会社（日本版LLC=Limited Liability Company）」となり、「有限会社」を新たに作ることができます。また、新会社法とは別に、「合名会社」の四種類の制度があります。しかし、新会社法では「株式会社」「合資会社・合名会社」と、同じでも、各制度の内容は大きく変わっています。

### 新会社法下で起業する場合の選択肢

法が変わると聞きました。どのような選択肢があるのでしょうか？

（1）株式会社  
会社法が、中小企業事業主や起業家にとって利用しやすいものとなるために、従来、中小企業の典型的な会社形態として認められていました。それが廃止し、株式会社制度へ発展的に統合しました。その際、株式譲渡制限会社について、取締役の人数規制や取締役会の設置義務を課さない等、機関設計の柔軟性を認め、株式会社における定款自治の範囲を拡大し、機関設計の多様化・柔軟化を図ることで

### 各制度の特徴 改正ポイント

現行制度では「株式会社」「有限会社」「合資会社」「合名会社」の四種類の制度があります。しかし、新会社法では「株式会社」「合資会社・合名会社」と、新設の「合同会社（日本版LLC=Limited Liability Company）」となり、「有限会社」を新たに作ることができます。また、新会社法とは別に、「合名会社」の四種類の制度があります。しかし、新会社法では「株式会社」「合資会社・合名会社」と、

（2）持分会社—合同会社（日本版LLC=Limited Liability Company）・合資会社・合名会社  
新法では、合同会社と、従来から存在する合名会社（社員全員が無限責任社員である会社）及び合資会社（無限責任社員と有限責任社員の両方から構成される会社）と併せて「持分会社」と総称するものとしました。いずれも人的資源を尊重する小規模な企業に適した類型である点で共通点が多いことからです。特に合同会社は、社員全員が会社債権者に対してその出資の限度で責任を負い、業務執行等の会社の内部関係については、原則として社員全員の合意で決する会社です。合同会社では、社員の個性が重視される結果、その持分の譲渡は、原則として他の社員全員の承諾がなければ行うことができず、業務執行のための機関設計や収益の配分などの行為は、社員の全員の同意によって定められる定款の定めによつて行われます。

合会社は、創業の活発化や企業間の連携（共同研究開発・产学連携）を促進するための制度であり、高度な人的資本をもとに差別化を図りたい場合や定款自治により迅速かつ柔軟な業務運営を行いたい場合に適しています。

（3）「有限責任事業組合（日本版LLP=「Limited Liability Partnership」）

これまでわが国で定める組織制度には、「有

### 新会社法における株式会社設立手続き

新会社法により、会社設立手続きが大幅に簡素化されました（表2参照）。

（1）類似商号調査不要  
従来、同一市町村で、事業目的が同じで、かつ、同一の会社名（商号）で、会社を作ることはできませんでした。

新会社法においては、類似商号の調査は不要となります。しかし、有名起業や有名ブランドなど、世間に一般に知れ渡っているものは、商標権の事前調査が必要です。また、不正競争防止法による制限があること、従来通りです。

（2）目的相談不要  
従来、会社設立段階で、事業目的を明確にして定

（表2）新会社法下の設立手続き—現行制度との比較

発起設立の手続き	現行制度	新会社法
1. 発起人決定	会社設立者を決定	同上
2. 類似商号調査	すでに登記されている商号と同一または類似の商号を、同一営業のために同一市町村内で登記不可。	現行の制限が廃止され、類似商号でも登記可能。
3. 定款作成・代表印作成	「目的相談」あり	「目的相談」不要
4. 定款認証	取締役3名+監査役1名	取締役1名でも可能
5. 金融機関へ資本金払込	最低資本金規制あり	最低資本金規制廃止
6. 株式払込金保管証明書発行	資本金払込後、株式払込保管証明書を金融機関に発行してもらい、登記時に提出。	残高証明で可能
7. 取締役会開催	選任された取締役によって取締役会開催、代表取締役選任。	1人取締役の会社は代表取締役選任不要
8. 設立登記・会社設立		

（3）株式払込金保管証明不要  
これから新規に会社を設立しようとする者にとって、株式払込保管証明書を発行して貰う銀行の選定は、手続き上の問題点でした。しかし、新会社法では、手続き上の問題点になりました。これらは、私金保管証明書の代わりに残高証明書で足りることになり、これらの問題は解消されました。